

令和 7 年

第 3 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0
第 1 項各号」に改める。

- (1) 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）第 2 5 条
- (2) 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を
定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 2 号）第 1 3 条
- (3) 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年函館市条例第 5 3 号）第 1 3 条
- (4) 函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定め
る条例（令和 7 年函館市条例第 4 3 号）第 1 4 条
- (5) 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
（平成 2 5 年函館市条例第 2 2 号）第 1 2 条

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため